



〒364-0003 北本市古市場 1-36

TEL/FAX 048-591-5762

携帯 090-8848-8465

Email tatsumi3@gmail.com

URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/>

人にやさしく、暮らしやすいまち

安心・安全なまちづくり

財政の健全化

行政改革の推進

1965 年北本生まれ。

北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。

三国コカ・コーラボトリング(現コカ・コーラボトラーズジャパン)入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務、大島あつし衆議院議員公設秘書を経て 2011 年より北本市議会議員。現在4期目。

令和7年第2回定例会についてご報告します。

第六次北本市総合振興計画基本構想

第六次北本市総合振興計画基本構想は、令和8年度から令和17年度までの10年間、総合的かつ計画的に市政を運営するためのまちづくりの方向性を明らかにする指針となります。一部の議員から修正案が提出されましたが、原案の通り可決されました。

これにより「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像と定め、「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」を基本理念とし、将来都市像の実現に向けて取り組むこととなります。

この議案について代表者質疑があり、主に次の点について質しました。

(問) 法的な策定義務がなくなった中で従来型の基本構想を策定する意義は。

(答) 法律が改正された現在においても、基本構想を含む総合振興計画は、市全体の行政運営の方向性を示すとともに、各行政分野間を調整する機能を持つ計画として位置づけられています。また、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、本市の最上位の計画として策定を継続しています。

(問) 現在は10年の長期にわたる計画を策定しているが、計画期間についてどのような議論を行ったのか。

(答) まちづくりの長期ビジョンである基本構想として、長期的なまちづくりの方向性を明確にする必要があること、また、総合振興

計画の下位に紐づく多くの個別計画が10年以内の計画期間としていること等を踏まえ、庁内外の策定体制における意見を整理し、10年がこの計画を管理していくうえで適切な期間であると判断しました。

今後は、基本構想に基づいて基本計画、実施計画が策定されます。基本構想が抽象的なものであるのに対して、基本計画、実施計画は具体的で実効性があることが求められます。

議会改革特別委員会設置

住民の信頼と付託に応えるため、議会自ら議会の在り方、議会の活性化、議会組織機能、議会運営等について、総合的かつ今日的に議論し、「市民にとって身近で開かれた、信頼される議会」を実現するため、委員10名の議会改革特別委員会が設置され、委員に選任されました。

主な検討事項としては、議員定数、議員報酬、通年議会、議員間討議、議会活動の活性化(タブレットの活用、授乳環境及び保育環境整備)、広報広聴機能の充実(議会モニター制度、議会活動の発信機能、議会報告会)に関する事項となります。

市民の福祉の増進のために機能する議会でなければなりません。そのために議会は何をすべきか、どうあるべきかを明確にする必要があるものと考えます。

結論ありきではなく、市民に信頼される議会となるよう議論に努めます。

大島たつみの一般質問より（抜粋）

学校施設の空調設備について

（問）小・中学校の設置状況は。

（答）令和7年3月末現在、普通教室 148 教室の全てに設置、特別教室は 190 教室の内 159 教室に設置しており、主に相談室や生徒会室などが未設置となっています。

（問）使用する際の基準は。

（答）北本市立小・中学校空調設備運用指針では、夏季の冷房の稼働期間については室温 28 度の設定を基本としています。ただし、稼働期間以外でも児童生徒の体調及び学習、学校生活環境等を考慮し、各学校で稼働を判断しています。そのほかに、カーテンや扇風機を活用することで効率的な運用に努めています。

（問）空調設備のメンテナンスは、誰がどのような内容で行っているのか。

（答）教職員が室内機のフィルター清掃と室外機の蓄電ユニット内の水位の確認を行っています。

（問）文部科学省の「学校・教師が担う業務に係る3分類」では、空調設備のメンテナンスはどこに該当するのか。

（答）学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であると理解しています。

（問）働き方改革の観点からも、教職員の負担軽減のためにも、何らかの手立てが必要と考えられるが。

（答）できる限り教職員の負担を軽減できるよう、今後検討を重ねます。

空調設備については、設置後 12 年から 15 年が経過し、老朽化が進んでいることから入れ替えが必要な時期を迎えています。壊れる前に更新される必要があります。

近年の暑さからしても、児童生徒が多く時間を過ごす教室の環境が適切に保たれることの重要性は言うまでもありません。そのメンテナンスについても、教職員が行っているのは働き方改革や安全性の観点からも好ましくありません。十分な予算が確保され、適切な対応が取られるよう注視します。

健康増進センターについて

（問）多目的広場の利用が認められなかったが、その理由は。

（答）高齢者福祉事業以外で利用する場合には、行政財産の目的外使用の許可が必要となります。施設の設置目的や管理運営への影響等を総合的に勘案し、今回は貸出しを見送らせていただきました。

（問）多目的広場の利用実績はどの程度あるのか。

（答）令和6年度の利用実績では、利用団体は 10 件、利用延べ人数は 159 人です。

（問）用途を見直すなど工夫をし、有効利用できるようにすべきでは。

（答）今後は行政財産の目的外使用として利用許可が可能かどうかを検討します。

財産はただ所有しているだけではなく、それを活用することが重要です。健康増進センターに限らず、使われていないのであれば用途を見直すなど工夫をし、有効利用できるようにすべきです。



一般質問の録画配信は、
こちらからご覧いただけます。

【あとがき】

次回の令和7年第3回定例会は、
8月26日（火）から9月26日（金）
の予定です。

今後も皆様のご意見・ご相談など
お寄せいただければ幸いです。

